



今号の主な内容

2・3面

1面からの続き よくある
質問に答えます/福祉事務
所の窓口案内

4・5面

守ろう 増やそう
の緑/人材募集

あだち

6・7面

千住汐入大橋開通/納税の
相談はお早めに/催し物

8面

保健総合センターの担当地
域一部変更/構造計算書再
計算の結果

よくある 質問 に 答えます!

区には皆さんから様々な問い合わせが寄せられています。今回は、その中でも特に問い合わせが多い「よくある質問」と、その回答を紹介します。1面では、2月から質問が多くなる「手続き」について、2面では「子育て」「高齢者」「税金」について紹介します。 ※各回答は一般的な内容です

必要な書類はお分かりですか?

手続き編

問1 足立区内に住んでいますが、引っ越しを予定しています。区に行く手続きは何ですか

答 まずは、異動届(転居・転出)の手続きを

区内で引っ越しする場合

引っ越し後、14日以内に区民事務所で「異動届」を出してください。また、国民健康保険に加入している方は、国民健康保険被保険者証(国保保険証)をお持ちください。



区外へ引っ越しする場合

- ①引っ越し前に区民事務所で「異動届」を出してください。
- ②「転出証明書」を受け取り、新しい住所に引っ越し後14日以内に、引っ越し先の区市町村に持参して、手続きをしてください。

◆国保保険証、介護保険被保険者証、乳幼児医療証(乳医療証)、印鑑登録証などは、区に返却

- ①区民事務所で引っ越しの手続きをする際に返却してください。転出(予定)日以降は使用できません。
- ②要介護認定を受けている方は、転出証明書と同時に交付される「受給資格証明書」を、引っ越し後14日以内に、引っ越し先の区市町村へ出してください。介護認定内容が転出先でも引き継がれます。 ※介護施設に転出する場合は、介護保険課にお問い合わせください



◆児童手当は新しい住所地で受給、必ず手続きを

児童手当は、転出した翌月から新しい区市町村で受給となります。必ず引っ越し先の区市町村で、引っ越しした月中に申請手続きをしてください。その際、住民税課税証明書が必要になるので、引っ越しをする前に足立区で課税証明書をお取りください。

—— 区内・区外の引っ越しは、いずれも ——

区民事務所で手続きをする際、運転免許証や健康保険証など、本人であることを証明できるもの(代理人の場合は委任状も)の提示が必要です。区外へ引っ越し(転出する)場合、郵送で手続きする方法もあります。手続き方法は、住民記録係にお問い合わせください。

◆転校する場合は、学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」をもらってください

区内で引っ越し、学校を転校する場合は、通学していた学校で上記証明書もらい、引っ越しの届け出時に持参してください。区内に引っ越しする場合でも、転校しない場合は必要ありません。

区外に引っ越し場合は、上記証明書を引っ越し先の区市町村にお持ちください。

問 ちよつとお得な情報

引っ越しで家庭から出る粗大ごみを処分したいのですが粗大ごみを収集に出す場合、通常は粗大ごみ処理手数料が必要ですが、区が指定する持ち込み場所に直接持ち込むと、手数料が無料になります。持ち込み日の3日前までに、電話またはインターネットで予約してください。 ※事業系の粗大ごみは、区では取り扱っていません。持ち込み場所

▽白井運輸(株) 鹿浜 3-28-7
▽株新井商店 北加平町 8-26 ※
新井商店は土・日・祝日のみ引き取り
申先 粗大ごみ受付センター
(日曜を除く、午前8時～午後7時)
☎ (5296) 7000

HP <http://sodai.tokyokankyo.or.jp/>

問先 清掃計画係
☎ (3880) 5813

問2 4月に就職し、会社の健康保険や厚生年金に加入するのですが

答 国保脱退・年金種別の切り替えが必要

会社で手続きをただけでは、国民健康保険(国保)や年金は自動的に切り替わりません。会社の新しい保険証と国保保険証の両方、年金手帳、印鑑を持参し、こくほ年金課または区民事務所で国保の脱退の手続きと年金種別の切り替えをしてください。

問3 3月で会社を退職します。健康保険や年金の手続きはどうすればよいですか

答 国保・国民年金に加入

◆健康保険の取り扱い

健康保険は、次の3通りから選択します。

- ① 国保に加入する
 - ② 会社の健康保険を任意継続する
 - ③ ほかの人が加入している健康保険の扶養になる
- ①の場合、会社の退職日が分かるもの(健康保険の資格喪失証明書など)と、来庁する方の本人確認ができるもの(運転免許証など)を持って、こくほ年金課または区民事務所で国保加入の手続きをしてください。なお、厚生年金、共済年金を受給中の方は、年金証書も持参してください。
- ②・③は、会社で加入する健康保険の事務担当者にご相談ください。

◆年金の取り扱い

60歳未満の方は、年金手帳、勤務先および会社の退職日が分かるもの、印鑑を持参し、こくほ年金課または区民事務所で国民年金加入の手続きをしてください。

60歳以上の方は、勤務先の会社に確認してください。



各質問についてのお問い合わせは、

- | | | |
|------|------------------------|------------|
| 問1 | ▷異動届・転出証明書・印鑑登録証…住民記録係 | ☎3880-5724 |
| | ▷国保保険証…こくほ年金課資格賦課係 | ☎3880-5240 |
| | ▷介護保険証…介護保険課資格賦課係 | ☎3880-5745 |
| | ▷児童手当・乳幼児医療証…児童給付係 | ☎3880-5884 |
| | ▷区立小・中学校入学、転校など…就学係 | ☎3880-5969 |
| 問2・3 | ▷国保加入・脱退…こくほ年金課資格賦課係 | ☎3880-5240 |
| | ▷国民年金加入・脱退…年金適用係 | ☎3880-5843 |

栃東関 大相撲一月場所で3度目の優勝



▲優勝当日、祝勝会で笑顔を見せる栃東関

大相撲一月場所で、玉ノ井部屋(西新井四丁目)の大関・栃東関が、3度目の幕内優勝を飾りました。三月場所(大阪)は、横綱昇進が掛かる大切な場所になります。

また、境川部屋(舎人四丁目)の寶智山関が、新十両に昇進しました。同部屋からは岩木山関に続き、2人目の関取誕生です。

来場所も区内力士たちの活躍に期待しましょう。

1面から続く

よくある質問に答えます!

子どもの未来を
明るい未来を

子育て編



問 子どもが産まれました。手続きを教えてください。

答 出生届を、住所地、本籍地または出産した場所の区市町村へ提出してください。

問 子どもを一時的に預かってくれるところはないですか

答 子どもの一時預かり(一時保育)には、様々な形態があります。

社会保険の方は会社で、国民健康保険(国保)の方は区で、健康保険の加入と出産育児一時金の手続きをしてください。

その後、子育て支援課もしくは福祉事務所、児童手当(所得制限あり)と乳幼児医療証(乳医療証)の手続きをください。

問 国保加入:こくほ年金課資格賦課係
答 (3880) 5240

問 国保加入:こくほ年金課資格賦課係
答 (3880) 5240



問 児童手当・乳幼児医療証:児童給付係
答 (3880) 5884

問 区立あやせ保育園一時保育
答 (5697) 5402

その他の一時保育
登録ボランティアが子育て支援を行うファミリー・サポート事業や、区認定の子育てホームサポーターによる子育てホームサポート事業もあります(いずれも有料)。



耳寄り情報 子育てサロン竹の塚でも一時預かりを始めました

利用時間=月~金曜日(祝日を除く)、午前10時~午後4時の間の1時間単位で、連続3時間まで
対象=区内在住で、子育てサロン竹の塚に登録した6カ月から3歳までの乳幼児がいる、一時預かりの事前登録をしている方
費用=1時間につき500円 ※別途、事前登録料千円 申込=利用日の1カ月前から電話または直接施設に予約(空きがあれば当日可) 定員=1時間あたり6人(うち、1歳未満児は2人まで) 場・申・問先=子育てサロン竹の塚一時預かり窓口 ☎3856-5122

リーサポーター:あいあいサービセンター
答 (3856) 0274

問 子育てホームサポーター:こども家庭支援センター
答 (3606) 1333

問 ひとり親(母子家庭・父子家庭)になりました。受けられる手当を教えてください

答 児童扶養手当や児童育成手当がありますが、受給については、所得や家庭状況により異なります。くわしくは区のホームページの「子育て」をご覧ください。問先=家庭支援係 ☎(3880) 5883

いつまでも、健康・元気に過ごしたい

高齢者編



問 高齢者インフルエンザ予防接種について教えてください

答 高齢者インフルエンザ予防接種は、原則、65歳以上の方が対象です。今年度は、2月28日まで区が費用の一部を助成します。回数は1回です。インフルエンザが流行する前の接種をお勧めします。

また、区内の協力医療機関で接種する場合は、直接医療機関へ行けば接種できます。他区で接種する場合は、保健総合センターなどで足立区の子診票をもらい、他区の協力医療機関で接種してください。

なお、東京23区以外で接種する場合は、区の費用助成はありません。

問 健康推進係
答 (3880) 5892

問 介護保険証があるのに、ヘルパー派遣など介護サービスの利用が受けられないのですが

答 介護保険のサービスを利用するには、まず介護保険課または福祉事務所に、介護認定の申請を行う必要があります。

介護認定を受けた後、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員(ケアマネジャー)に、その人にあつたケアプランを立ててもらい、サービスを利用します。

問 介護認定係
答 (3880) 5256

問 今まで介護保険料は年金から天引きだったのに、足立区に転入したら、介護保険料の納付書が届いたのですが

答 お住まいの区市町村が変わると、いったんは年金天引きされなくなります。足立区で年金天引きが始まるのは、早くても直近の10月からになります。問先=介護保険課収納管理係
答 (3880) 5744

問 特別養護老人ホームに入所したいのですが

答 特別養護老人ホームへの入所申し込みができる方は、介護保険の要介護認定1~5の方が対象です。入所を希望する方は、「足立区特別養護老人ホーム入所申込書兼調査書」を記入し、第1希望の特別養護老人ホームに提出してください。表面は本人または家族の方が記入し、裏面の意見書は、担当のケアマネジャーが記入します。入所申込書は、区内特別養護老人ホーム、在宅介護支援センター、高齢サービス課で配付します。また、「足立区介護サービスホームページ」にも掲載しています。

問 高齢施設係
答 (3880) 5885



問 乗り物や入浴のサービスがあると聞きました

答 70歳以上の方を対象として、東京都が発行している「都シルバーパス」や区が発行する「ゆ〜ゆ〜湯入浴証」、「高齢者入浴券」があります。内容等=表1 問先=都シルバーパス:都東京バス協会 ☎(5308) 6950

問 入浴事業:在宅支援係
答 (3880) 5257



問 介護認定係
答 (3880) 5256

問 特別養護老人ホームに入所したいのですが
答 特別養護老人ホームへの入所申し込みができる方は、介護保険の要介護認定1~5の方が対象です。入所を希望する方は、「足立区特別養護老人ホーム入所申込書兼調査書」を記入し、第1希望の特別養護老人ホームに提出してください。表面は本人または家族の方が記入し、裏面の意見書は、担当のケアマネジャーが記入します。入所申込書は、区内特別養護老人ホーム、在宅介護支援センター、高齢サービス課で配付します。また、「足立区介護サービスホームページ」にも掲載しています。

問 高齢施設係
答 (3880) 5885

住民税・所得税の申告はお早めに

税金編

税金編のお問い合わせは、課税第一・二係へ
☎3880-5231・0

問 どのような場合に住民税の申告が必要ですか

答 前年中に所得があった方は申告が必要です。前年中の所得が給料のみで、給与から住民税が天引きされている場合や、税務署に所得税の確定申告をしている場合、家族の扶養になっている方などは、必要ありません。

問 扶養親族になることができるのは、年収いくらまでですか

答 本人の年収(給与収入)が103万円(所得金額38万円)以下の場合には税法上、扶養親族になることができます。

問 収入が年金だけでも住民税は掛かりますか

答 遺族年金や障害年金以外の年金は、住民税の課税対象となります。65歳以上の場合、年金収入が155万円を超えると課税されます。

そのほかの、よくある質問

問 住民基本台帳カード(住基カード)はどのように利用できますか

答 顔写真付きの住基カードは、公的な身分証明書として利用できるほか、他の区市町村で、住民票の交付(広域交付住民票)を受けられます。住基カードの申し込みは区民事務所でできます。費用=500円 申込=次のものを持参...本人を証明するもの(健康保険証など)/印鑑/顔写真1枚(縦4.5cm×横3.5cmの6カ月以内に撮影した無帽、正面、無背景の写真) ※交付するまで1~2週間程度掛かります 問先=住民記録係 ☎3880-5724

表1 乗り物・入浴サービス

	サービス	内容	申込等
乗り物	都シルバーパス(東京都の制度)	都営交通や都営バスが利用できます	費用(20,510円<住民税非課税の方は1,000円>)と、健康保険証などを持参し、シルバーパスを取り扱っている都バス営業所・東武バス営業所へ ※住民税非課税の方は、非課税証明書も必要
	ゆ〜ゆ〜湯入浴証	第2・4水曜日に1回100円入浴できます	毎年4月1日現在、対象者(70歳以上の方)へ5月上旬に郵送
公衆浴場	高齢者入浴券	無料で入浴できます	ゆ〜ゆ〜湯入浴証に同封する「高齢者入浴券交付申請書」を記入し、郵送

保健福祉ガイド

★定員に先着順とあるものは2月14日から受け付けます

血液サラサラ健康教室 (2日制)

日時 3月3日(金)・10日(金)、午後1時30分～3時30分 対象 肥満・血糖・コレステロール・中性脂肪・高血圧などが気になる方 内容 生活習慣病とメタボリック症候群について/サラサラ血液とは/食生活を見直す/生活の中に取り入れる運動 定員 40人(先着順) 申込 電話 場・申・問先 千住保健総合センター1地域保健係 3888 4277

思春期講演会「思春期の心 これって病気？」

日時 3月6日(月)、午後2時～4時 対象 学童期・思春期・青年期の子どもがいる家族の方、または関心のある方 講師 倉本英彦氏(北の丸クリニック所長) 定員 40人(先着順) 申込 電話 場・申・問先 江北保健総合センター1地域保健係 3896 4004

呼吸器病教室(音楽療法)

日時 2月24日(金)、午前10時～11時30分 場所 区役所庁舎ホール 対象 ぜん息を治療中の方およびその家族 内容 ぜん息発作を楽にする腹式呼吸を、歌を歌いながら学びます 講師 山崎浩氏(声楽家) 定員 50人(先着順) 申込 電話 場・申・問先 公害保健係 3880 5893

講演会「お酒との上手な付き合い方」

日時 3月23日(木)、午前10時30分～正午 対象 区民 講師 上妻英正氏(不動ヶ丘病院医師) 定員 30人(先着順) 申込 電話 場・申・問先 竹の塚保健総合センター1地域保健係 3855 5082

人権と同和問題の理解のために



日本国憲法や世界人権宣言は、男女は同じ権利を持ち、平等であると定めています。しかし、残念なことに賃金格差や役職の制限、就職時の女子学生への差別など、差別や不平等は依然として残っています。また、近年、配偶者からの暴力(DV)やセクシュアル・ハラ

スメント、ストーカー行為が社会問題になっていきます。このような人権侵害は許されません。国が11年に男女共同参画社会基本法を制定したのに続き、区も、15年4月に「足立区男女共同参画社会推進条例」を施行し、男女の人権の尊重、差別的取り扱いと暴力を禁止することなどの基本理念を定めました。男女が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として活躍するために、区は今後も、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

《人権・同和係》

電話番号がない記事については 区役所代表へ ☎3880-5111 区ホームページアドレスは <http://www.city.adachi.tokyo.jp/>

- ◆ 申込・・・申し込み方法
- ◆ 期限・・・申し込み期限
- ◆ 場・申・問先・・・場所・申し込み先・問い合わせ先
- ◆ 費用の記載のないものは無料
- ◆ ☎・・・ホームページアドレス
- ◆ ☒・・・Eメールアドレス

凡例

歯科衛生士のための 介護予防勉強会

日時 2月23日(木)、午後2時～4時 対象 区内在住・在勤の歯科衛生士、または80歳以上運動(80歳になっても20本以上自分の歯を保つ)の推進に関心のある方 内容 講演「介護保険の改正に伴う口腔ケアの最新情報」/情報交換 講師 菊谷武氏(日本歯科大学口腔介護リハビリテーションセンター長) 定員 50人(先着順) 申込 電話 場・申・問先 中央本町保健総合センター1歯科保健係 3880 5354

表1 「健康、生活にチャレンジ」日程表

日程	内容	講師
2/23(木)、午後1時30分～3時	講習・体験学習「からだの健康」	尾崎哲則氏(日本歯科大学人間科学教室教授)
3/14(火)、午前10時30分～11時30分	体験学習/口腔ケアグッズの使い方/グループワーク	区歯科衛生士

健康、生活にチャレンジ(歯周病予防教室・2日制) 日程等 表1 定員 30人(先着順) 申込 電話 場・申・問先 江北保健総合センター1歯科保健係 3896 4004

インターネット学習会「正しい歯の食べ方」

日時 2月15日(木)、午後1時30分～3時30分 対象 区内在住・在勤の方 内容 しっかりと食べて、おいしく食事をする大切さを学習/シンポジウム 講師 寺岡加代氏(東京医科歯科大学歯学部教授)、区管理栄養士 定員 30人(先着順) 申込 電話 場・申・問先 竹の塚保健総合センター1歯科保健係 3855 5082

ケアハウス六月入居募集

体がやや弱り、生活に不安がある高齢者が、安心して自立した生活をするための軽費老人ホームです。対象 次のすべてに該当する方:区内在住/満60歳以上/自炊ができない程度の身体機能低下がある、または高齢などのため独立した生活に不安がある/身の回りのことが自分でできる/使用料が負担できる(本人の年収により月額約3万/12万円および実費相当分)/保証人を立てられる 募集室 数 1人部屋:1室(予定) 2人部屋:1室 ※2人部屋には、夫婦・兄弟姉妹・親子などで入居可 配付・申込期間 2月10日～23日(土・日・祝日を除く) ※申込用紙は在宅介護支援センター、区民事務所、ケアハウス六月、高齢調整係で配付 申込 電話連絡のうえ、本人と保証人が申込用紙を施設に持参 申込 ケアハウス六月(六月1～6日) 問先 高齢調整係 5242 0305 3880 5886

医療費は大切に 老人保健医療制度は、高齢の方が、病気やケガで突然多額の経済的負担を背負うことがない

福祉事務所の窓口案内

福祉事務所には、福祉に関する総合相談窓口があり、各種相談を受け付けています。住所地を担当する福祉事務所にご相談ください。

- ◆生活にお困りの方 病気で働けないなどの理由で、生活費や医療費で困っている方の、生活保護などの相談。
- ◆高齢の方 在宅で介護が必要な高齢者(おおむね65歳以上)の、介護保険に関することや、介護保険以外の高齢者サービスの相談。
- ◆身体障害がある方 身体障害者手帳の交付、補装具、更生医療、日常生活用具や住宅設備改善費の給付、ホームヘルパーの派遣などの申請や相談。 ※手話通訳を希望される方の相談は、毎週木曜日、午後1時～4時、中部福祉事務所まで受け付け
- ◆知的障害がある方 愛の手帳の交付、知的障害者(児)の援護施設への入所・通所などの相談。
- ◆母子家庭の方 20歳未満の子どものいる母子家庭の方に、児童の就学資金や就職支度金などの貸し付け、母子生活支援施設(母子寮)への入所などの申請や相談。
- ◆女性の方 夫や親しい男性からの暴力など、様々な問題を抱えて困っている方の相談。
- ◆家庭内の問題でお困りの方 家庭相談...家庭内の様々な問題に関すること 児童相談...子供の養育や障害などの問題に関すること
- ◆出産費用にお困りの方 経済的な理由で出産費用を支払うことが困難な妊産婦には、無料または安い費用で入院・出産ができる「入院助産制度」があります。 ※病院の指定や所得などの制限、所得に応じた費用負担あり。また、直接病院に支払う分娩用品費などは、別途自己負担

表3 福祉事務所一覧

名称(福祉事務所)	住所・電話
中部(区役所内)	中央本町1-17-1 ☎3880-5880
千住	千住仲町19-3 ☎3888-3141
東部	東綾瀬1-26-2 ☎3605-7105
西部	鹿浜8-27-15 ☎3897-5011
北部	竹の塚2-25-17 ☎3883-6800

節目健康診査

40・50・60歳になる方を対象に、基本健康診査・各種がん検診・歯周病チェックなどをセットにした節目健康診査を行っています。対象の方には、年4回に分けて、お知らせと申込書を送付しています。今回は2月17日ごろに送付します。希望する方は早めに申し込んでください。届かない場合はお問い合わせください。対象 昭和21・31・41年のそれぞれ4月1日～6月30日までに生まれた方 申込 同封の申込ハガキに必要事項を明記し、郵送 期限 3月10日消印有効 問先 成人保健係 3880 5121

歯周病健診

1年度に1回受診できます。 20～39歳(年度末年齢)の区民 日時 3月15日(水)、午後1時15分～2時30分受け付け 内容 歯周病などの歯科健診・相談/歯間ブラシ・糸付きようじなどの補助用具を使っている実習 定員 35人(先着順) 申込 電話 3880 5874

表2 保健総合センター一覧

保健総合センター	住所等
中央本町	中央本町1-5-3 ☎3880-5351
竹の塚	西竹の塚1-11-2 ☎3855-5082
江 北	西新井本町2-30-40 ☎3896-4004
千 住	千住仲町19-3 ☎3888-4277
東 和	東和3-12-9 ☎3606-4171

話または窓口 場・申・問先 竹の塚保健総合センター1歯科保健係 3855 5082 40～70歳(年度末年齢)の区民 期間 1通年 場所 区内の指定歯科医療機関 内容 歯周病などの歯科健診 定員 千人(先着順) 申込 ハガキ:住所、氏名、生年月日、電話番号、よそ2週間後に受診票と案内を送付 窓口:その場で受診票と案内を発行 申込 ハガキ:成人保健係 ☎120・8510 中央本町1-17-1 窓口:保健総合センター(表2) または成人保健係 問先 保健総合センター(表2) または成人保健係 ☎3880 5121

守ろう！増やそう！あだちの緑

緑には、都市部の気温が周辺部より高くなる(ヒートアイランド)現象などを緩和させる効果があり、健康で快適な生活を送るうえで欠かすことができません。

16年に「緑の実態調査」を行ったところ、区の緑は、まだまだ不足していることが分かりました。

大切な緑を守り、増やしていくためにも、一人ひとりができることを実践しましょう。

お問い合わせは
みどりのまちづくり係 ☎3880-5188

災害時の要援護者の個人情報提供を検討しています

災害時に援護が必要と思われる方(65歳以上の一人暮らし、または65歳以上のみの世帯で要介護認定を受けている/身体障害者手帳3級まで/愛の手帳4度までの方)の情報(住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、要介護度、障害等級、障害種別)を災害対策課、福祉事務所、区民事務所に設置する防災部局に提供することを検討中です。この情報は、災害時の援護のみに使用します。くわしくは、お問い合わせください。

☎(3880) 5836

道路は正しく使いましょ

道路上に物を置くことは、安全な通行を妨げ、様々な事故の原因にもつながります。区では、区が管理している道路をパトロールし、違法・不当な使用に対し自主的な改善をお願いします。皆さんが安全に通行するためにも、次のような行為はやめましょう。

- 道路上の商品の陳列
- 通行者の転倒などに事故原因となります。自転車で小学校などへ、歩道のダンボール箱に接触、車道に転倒したこと、車にひかれたという死亡事故も起こっています。
- 路上の看板やのぼり旗視界を遮り、衝突などの事故原因となります。

原因となります。
道路上の植木鉢など道幅が狭くなり、通行の妨げとなるほか、土砂などで路面が汚れ、排水溝が詰まる原因となります。

道路(歩道)の自転車の通行が妨げられます。救急車や消防車の緊急活動の妨げになります。

正しい道路の使い方
商品や看板の類は店舗敷地内、植木鉢は自宅敷地内、自転車やバイクも敷地内または駐車場などで管理しましょう。

道路は、皆さんが使う公共のものです。正しく使うため、ご協力をお願いします。 問い先☎(3880) 5265 監察係

自転車も車両です

お問い合わせは、交通安全係まで ☎3880-5912

自転車もライトを付けよう
夜間、ライトを付けずに走行する自転車は大変危険です。自転車は他の車両や歩行者から見えにくく、道路交通法でも、車と同じく夜間のライト点灯が義務付けられています。自分の存在を車両や歩行者に知らせるためにも、夜間は自転車のライトを点灯させて、事故防止に努めましょう。

交通事故に遭わない。起こさないために歩行者・運転者ルールをもう一度確認しましょう。

二輪車事故に気を付けて
昨年、区内での交通死亡事故件数は15件。死者数は16人で、一昨年に比べ2倍以上に増えてしまいました。

15件中8件は二輪車(自転車を含む)が関係し、いずれも二輪車の運転者が死亡しています。

二輪車による交通事故は重大事故につながります。二輪車の運転者は、ヘルメットをしっかりと被りましょう。

また、交通事故の多くは、交差点やその付近で発生しています。交差点付近を走行するときは、交通ルールをしっかりと守り、歩行者や自転車の動きにも十分注意して防衛運転に努めてください。

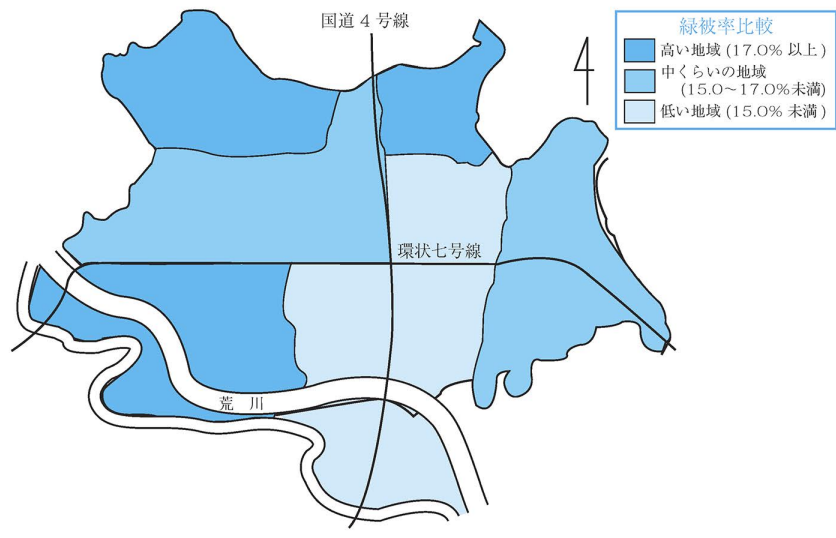
意外に少ない足立の緑

区では、「緑の保護育成条例」に基づき、10年に1回「緑の実態調査」を行っています。今回、16年9月下旬から7カ月掛けて行った「緑の実態調査」の結果がまとまりました。

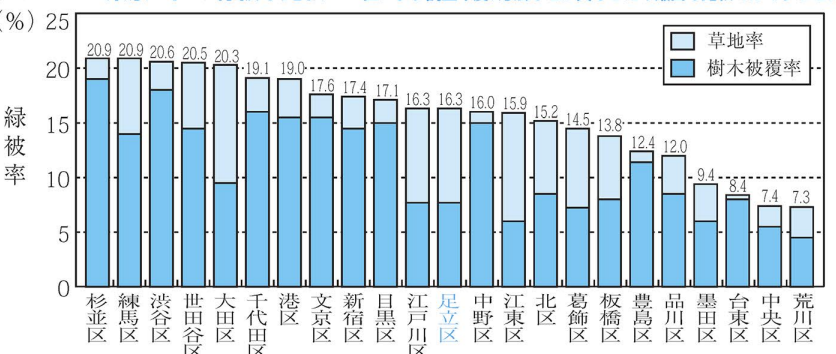
一定の地域を空から見ると緑(樹木・草地・農地)が占める割合を「緑被率(りよくひつ)」といいます。区の「緑被率」を見ると、環状七号線より北では高いところが多く、千住などの住宅密集地域では低い傾向にありました(図1)。

また、東京23区の「緑被率」を比べると、足立区は16.3%で11位でした(グラフ1)。23区の中では中間くらいであり、区の目標「緑被率25%」には、まだまだ達していません。さらに、緑被率の半分近くは草地や農地であり、樹木の割合で見ると、23区中の順位は「緑被率」の順位よりもさらに低くなります。

図1 区を地域別に見た緑被率 (簡略図)



グラフ1 東京23区の緑被率比較 ※区により調査年度、方法などが異なるため厳密な比較ではありません



協働で守る足立の緑

緑を守っていくためには、区と区民の皆さんとが共に協力していかなければなりません。

区では、「足立区緑の保護育成条例」で「緑の実態調査の実施」「建築物に対する緑化指導」「保存樹木・樹林の指定」などについて定めています。

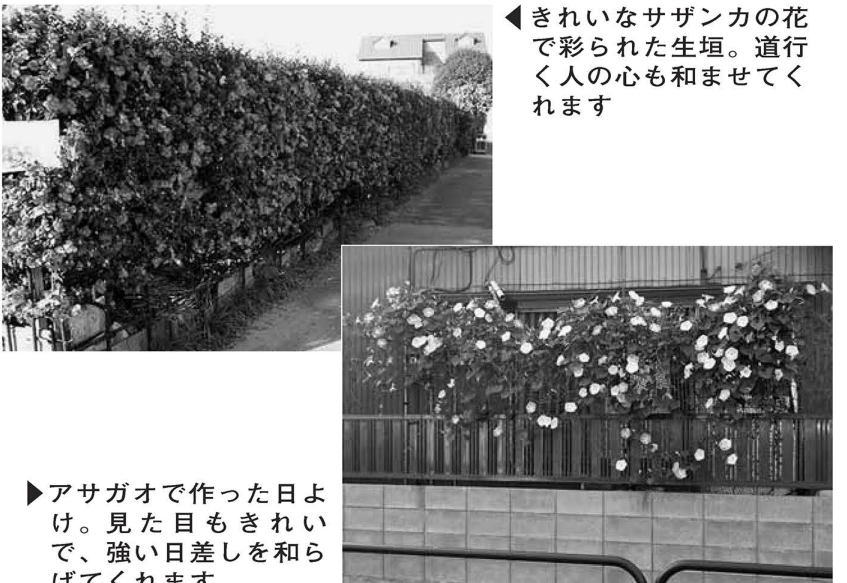
緑化指導とは、緑地面積をより多く確保するため、区内全域を対象に、200㎡以上の敷地(公共施設はすべて)に建物を新築・増改築する場合、建主の方に一定の緑化を義務付けています。

なお、18年度には、区の緑のあり方を定めている「緑の基本計画」を改訂し、区民の皆さんとの協働による緑づくりをさらに進めています。

緑には、こんな効果があります

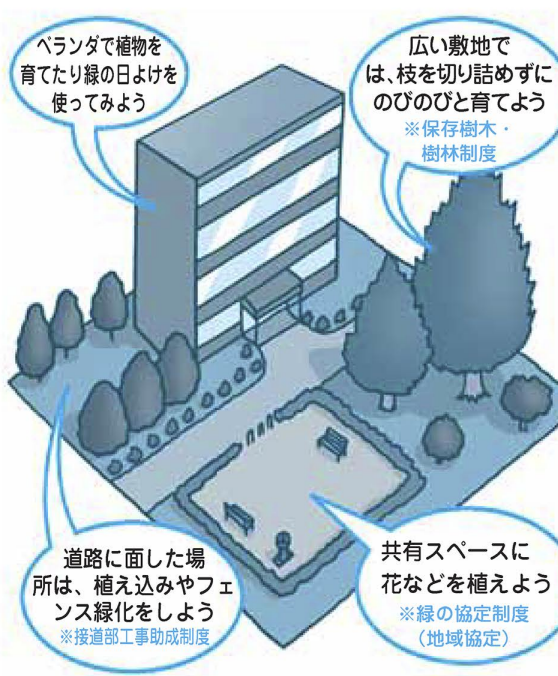
緑には「汚れた空気をきれいにする」「強い日差しや風を弱める」「騒音・火災の延焼を防ぐ」などの効果のほかにも、私たちの身体や心に健康や潤いをもたらしてくれます。

身近な緑の活用法としては「塀を生垣にする」「日よけに緑を使う」などがあります。皆さんも暮らしの中にもっと緑を取り入れましょう。

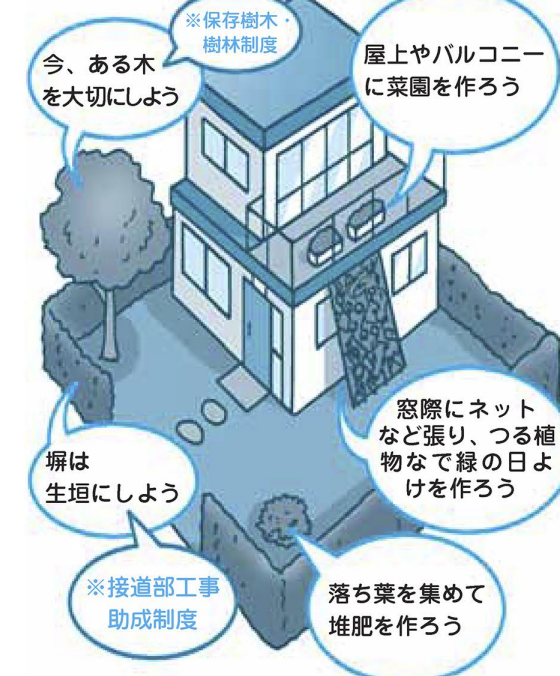


アサガオで作った日よけ。見た目もきれいで、強い日差しを和らげてくれます

今日からチャレンジ！



緑のある暮らし



※各制度については、みどりのまちづくり係にお問い合わせください

木のお医者さん「樹木医」
物のような巨樹、名木から街路樹・庭木などの身近なものまでを診断、樹勢回復、危険倒木対策などの仕事をする方です。

今回「樹木医」であり、地元小学校では「どんぐり先生」として知られ、「緑の協力員」として佐野いこの森の復活として活動中。

作業もされている古谷信生(花畑在住)に話を伺いました。一口に緑化と言っても、小さな鉢植えから大きな庭木まで、いろいろな方法があります。その中で手軽にできる緑化と言え、鉢植えや坪庭の工夫だと思います。特に「つる植物」は手入れが簡単で、景観作りが楽しめるのは植物を上手に育てるコツは「環境に合った植物を選ぶ」「水や肥料をやり過ぎない」ことです。

また、樹木を植えるときは、深く植えないよう注意してください。深く植えすぎると、樹木の根は呼吸ができず、水分や肥料分も取れなくなってしまいます。

また、公園の樹木や保存樹は長年、根元を踏まれたり固い土になり、根元状況が続くため、枯れ症状が起すケースも多く見られます。個人宅の庭木も、根元の土が固まっている点検してください。

地域で樹木に関する講師も行う古谷先生

女性の社会進出は進んでいる!

近年、日本の女性を取り巻く環境は大きく変化し、女性の大学進学率も伸びています。また、共働き世帯の割合が増え、労働者全体の4割は女性です。このように、女性の高等教育や社会進出は確実に進んでいます。では、日本人の能力や社会参加の水準は、国際的にみてどの程度なのか、どのように見られるのか、女性を取り巻く環境について、男女の役割分担を定量的・画一的にとらえる意識が根強く残っていること、あげられます。仕事、家事、育児、社会参加の中で、男女が共に能力を発揮できるように社会をめざしましょう。

問い先☎(3880) 5222

1、2位はスウェーデンです。ほかの主要先進国もほとんどが20位以内に入っています。

また、日本の労働分野では、女性の7割が第一子の出産を契機に離職しています。このことが影響し、企業における管理職などに占める女性の割合が、アメリカでは45%であるのに対し、日本は9%に過ぎません。これらの結果から、日本では女性の能力が、十分に生かされていないことが伺えます。

その原因の一つに「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担を定量的、画一的にとらえる意識が根強く残っていること、あげられます。仕事、家事、育児、社会参加の中で、男女が共に能力を発揮できるように社会をめざしましょう。

問い先☎(3880) 5222

人口減少社会の到来に備えること、魅力的な居住環境を実現すること、目的として、「足立区第三次住宅マスタープラン」(案)をまとめた。この案について、広く意見を募集します。

【案】をまとめた。この案について、広く意見を募集します。

【案】をまとめた。この案について、広く意見を募集します。

文化・芸術を振興するうえでの基本的な計画となる「(仮称)足立区文化芸術振興基本計画」(以下、基本計画)を策定するにあたり、広く意見を募集します。基本計画(案)は、地蔵学習センター、郷土博物館、文化課で配付します。対象は区内で活動している文化団体募集期間(2月28日)申込(郵便・ファクス・Eメールで、住所、氏名または名称(法人・団体などは代表者氏名)、電話番号、意見と連絡先、電話番号、氏名などの個人情報(除き、公表する場合あり) 申・問先 ☎(3880) 5986 5249 5249

【仮称足立区文化芸術振興基本計画(案)への意見を募集します】

対象 ☎(3880) 5986 5249

【足立区第三次住宅マスタープラン(案)への意見を募集します】

対象 ☎(3880) 5858

【仮称足立区文化芸術振興基本計画(案)への意見を募集します】

対象 ☎(3880) 5986 5249

【足立区第三次住宅マスタープラン(案)への意見を募集します】

対象 ☎(3880) 5858

【仮称足立区文化芸術振興基本計画(案)への意見を募集します】

対象 ☎(3880) 5986 5249

【足立区第三次住宅マスタープラン(案)への意見を募集します】

対象 ☎(3880) 5858

【仮称足立区文化芸術振興基本計画(案)への意見を募集します】

対象 ☎(3880) 5986 5249

【足立区第三次住宅マスタープラン(案)への意見を募集します】

対象 ☎(3880) 5858

【仮称足立区文化芸術振興基本計画(案)への意見を募集します】

対象 ☎(3880) 5986 5249

人材募集 (18年度分)

区立保育園臨時職員などの登録者

対象 ☎(3880) 5977

学童保育室専門非常勤職員

対象 ☎(3880) 5887

国際生活相談員

対象 ☎(3880) 5887

介護保険調査員(非常勤職員)

対象 ☎(3880) 5977

くらしの情報

★定員に先着順とあるものは2月14日から受け付けます

国民健康保険被保険者証は大切に

国民健康保険被保険者証(国民健康保険証)は、健康保険に加入していることを示す証明書です。医療機関に掛かるときの受診券でもあるので、必ず月に一度、保険証を提示しましょう。

また、保管には十分気を付け、他人との貸し借りは絶対にしないでください。

国保証を紛失・汚損したときは再交付します。申込住所・氏名を確認できるもの(保険料の領収書など)を持参。交付方法:郵送 ※保険料に未納がなく、顔写真付きで住所、氏名が確認できるもの(運転免許証など)が官公署が発行した、偽造防止加工がされているものを持参した場合は、本人確認の上、本人または同一世帯の方に窓口で交付。申込:区民事務所、こくほ年金課資格賦課係

問先:こくほ年金課資格賦課係 電話(3880)5240

区立第四中学校 夜間学級生徒募集

対象:区内在住・在勤で、義務教育未修了の方(外国から渡日

された方などを含む) 授業時間:午後5時30分~9時 ※行事・給食あり 入学受け付け時間:午後2時~9時 ※長期休業中は午後7時まで 申・問先:第四中学校夜間学級 電話(3887)1466

小中一貫教育研究会

日時:2月26日(日)、午後1時30分~4時30分 場所:区役所庁舎ホール 内容:小中一貫教育校(興本扇学園)の開設に向けての興本小学校・扇中学校の取り組み/講演「新たな義務教育学校の創造」(安彦忠彦氏) 稲田大学教授) 申込:電話 期限:2月17日 問先:学力向上推進室調整係 電話(3880)5981

4月から小・中学校に入学予定の方へ

4月から区立小・中学校に入学を希望する外国人の方 まだ入学申請の手続きをしていない方は、就学係に緊急申請してください。 国公立・私立の小・中学校への入学が決定した方 入学する学校の入学許可証を(区立小学校に在籍の方は、学

電話番号がない記事については 区役所代表へ ☎3880-5111 区ホームページアドレスは <http://www.city.adachi.tokyo.jp/>

- ◆ 申込...申し込み方法
- ◆ 期限...申し込み期限
- ◆ 場・申・問先...場所・申し込み先・問い合わせ先
- ◆ 費用の記載のないものは無料
- ◆ ☎...ホームページアドレス
- ◆ ✉...Eメールアドレス

凡例

区立小・中学校に入学する方 「就学届」を未提出の方は、入学する学校に提出してください。

問先:就学係 電話(3880)5969

外国人学校の児童・生徒の保護者の方へ補助金を支給します

17年度後期分(10月~18年3月分)を支給します。対象:外国人学校に通学している児童・生徒(足立区に外国人登録あり)の保護者で、すでに授業料を納入している方 申込:区内の外国人学校に在籍:学校からの指示に従って手続き 区外の外国人学校に在籍:学力向上推進室に連絡後、手続き ※請求書、在籍証明書(区役所所定のもの)、保護者名義の預金通帳(郵便局は除く)、印鑑が必要 申・問先:学力向上推進室幼児教育 電話(3880)5982

消費者団体の登録を受け付けます

消費者センターの登録団体は、エル・ソフィア内の施設利用予約の抽選に参加できます。また、定期的に「消費者センターだより」などの提供を受けられます。登録有効期間:4月1日~19年3月31日 対象:次のすべてに該当する団体・グループ:消費生活問題に関する活動をを行っている/営利を目的と

2月の休日納税・納付相談

日時=2月26日(日)、午前9時~午後4時 場所=区役所 問先=納税相談係 ☎3880-5236 納税課徴収推進係 ☎3880-5237 こくほ年金課納付相談係 ☎3880-5243 介護保険課収納管理係 ☎3880-5744

都営(地元割当)シルバーピア・区営シルバーピア(高齢者集合住宅)の入居者募集(65歳以上単身者向)

申し込み用紙配付期間:2月20日~27日(土・日曜日は除く) 申し込み用紙配付場所:住宅管理係、区民事務所(予定枚数に達し次第配付終了) ※募集内容などくわしくは、申込用紙書は消費者センターで配付 申・問先:消費者センター 電話(3880)5385

家具(再生品)の即売を始めます

粗大ごみ再活用家具の販売を、従来の抽選方式から、3月1日以降はその場で引き渡す即売方式に変更します。場・問先:あだち再生館(再生館ショップは毎週月曜・第2・4木曜、祝日は休業) 電話(3880)9800

都市計画案を縦覧します

千住三丁目地区地区計画の決定 区域:千住二~四丁目各地内 新田地区地区計画の変更 区域:新田二・三丁目各地内 東京都都市計画道路の変更 区域:千住橋戸町地内 いずれも この内容に関係のある方は、区長に意見書を提出できます。縦覧・意見書提出期間:2月22

納税の相談はお早めに

17年度第4期の特別区民税・都民税の納期限(1月31日)が過ぎました。納期限後は、延滞金(年率14.6%)が加算されるだけでなく、引き続き納付されないときには、差し押さえなどの処分を受けることがあります。事情があつて納付できない場合や不明な点は、早めにご相談ください。問先:納税相談係 電話(3880)5236

18年第1回区議会定例会日程

日程	時間	会議名
2/22(水)	午後1時	本会議※
23(木)		
24(金)		
27(月)	午前10時	総務委員会
28(火)		建設委員会
3/1(水)	午前10時	議会運営委員会
2(木)	午前9時30分	本会議※
3(金)	午後1時	
6(月)		
7(火)	午前10時	予算特別委員会
9(木)	午後1時	
10(金)		
13(月)	午前10時	区民環境委員会
14(火)	午後1時30分	産業経済委員会
15(水)		厚生委員会
16(木)	午前10時	文教委員会
		公共財産等活用調査特別委員会
20(月)	午前10時	交通網・都市基盤整備調査特別委員会
	午後1時30分	危機管理対策調査特別委員会
22(水)	午前10時	議会運営委員会
23(木)	午後1時	本会議※

18年第1回区議会定例会を開会します 本会議・委員会の傍聴は、区議会事務局で受け付けます。開会予定時刻の1時間前から整理券を発行し、定員を超えた場合は30分前に抽選。日程は予定通りです。問先:区議会事務局 電話(3880)5797

農業委員会選挙人名簿を縦覧します

18年度の農業委員会委員選挙の選挙人名簿を、選挙人に対し縦覧します。期間:2月23日~3月9日 場・問先:選挙管理委員会 電話(3880)5581

ファクス・音声情報サービスは終了します

区政に関する情報をファクスや音声で案内する「ファクス・音声情報サービス」は、利用者の減少などにより、3月31日終了します。今後、区政に関する情報検索は、「私の便利帳(リブイン)」や区のホームページをご利用ください。問先:広報係 電話(3880)5815

郷土博物館情報資料室の利用を一時休止します

期間:2月21日~28日 ※郷土博物館は通常どおり開館。27日は全館休館 問先:郷土博物館 電話(3620)9393

催し物ガイド

★定員に先着順とあるものは2月14日から受け付けます

あそびの広場へようこそ 日時:2月18日(土)、午後1時~4時 場所:ギヤラクシティ・こども科学館 対象:中学生以下 ※幼児は保護者同伴 内容:「だるまさんがころんだ」などのゲームほか 申込:当日直接会場へ 問先:青少年事業係 電話(5242)8169

補助109号線(千住汐入大橋)が2月19日に開通します



2月19日日、午前10時、都道補助109号線の足立区千住曙町から荒川区南千住八丁目区間が開通します。(図1) 問先=都第五建設事務所 ☎3692-4453 区土木部副参事(調整) ☎3880-5160

学童保育室保護者負担金の免除規定が4月から変わります

内容等=表1 問先=住区推進課学童保育調整 ☎3880-5858

対象世帯	月額負担金
生活保護世帯	免除
住民税非課税世帯	2,000円
上記以外の世帯	6,000円

※2人目以降の入室児童は半額になります

プラネタリウムから一般投影のお知らせ

日程等表3 内容 今夜の星空ライブ解説「日本の星ものがたり」星になった子どもたち

みんなで遊ぼう

日時 2月25日(土)、午後1時30分 対象 幼児以上 ※幼児は保護者同伴

3R推進作文コンクール発表会 私たちの環境がみ

日時 2月18日(土)、午後2時30分 場所 エル・ソフィア 内容 小学生が日常で体験・実践している「ごみ減量」などの3Rについての作文発表

暮らしに関わる裁判制度

皆さんは裁判所の見学や、裁判を傍聴した経験がありますか。裁判所には最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の5種類があります

表3 プラネタリウム投影日程一覧

Table with 2 columns: 日程 (Date/Time) and 開始時間 (Start Time). Rows include dates like 3/2~24 and 3/25~31 with specific start times.

☆印の回は、ライブ解説と子ども向け番組の上映

マイタウン就職面接会

日時 2月21日(火)、午後1時4時(受け付けは午後0時30分)

分譲マンション維持管理セミナー

日時 3月4日(土)、午後1時30分 場所 綾瀬ブルミエ

3R推進作文コンクール発表会 私たちの環境がみ

日時 2月11日(土) 4月9日、午前10時 午後4時 内容 日暮里・舎人線の(仮称)見沼代親水公園駅前広場で発見された古墳時代の出土遺物ほか

清掃施設見学会「船から見ると埋立処分場」

日時 3月30日(木)、午前8時30分 午後4時30分 場所 中央

調停、支払督促、訴訟、少額訴訟などがあります。これらの手続きの中で傍聴できるのは、公開の法廷で行われる「訴訟(裁判)」です。

都民ゴルフ場の区民開放参加者募集

日時 3月25日(土) 対象 区内在住・在勤の方 定員 180人

協働講座「女性のためのボディワーク」

日時 3月11日(土)、午後1時

☆教育講演会「七カ国語を話す、日常がある」

日時 2月23日(日) 2月24日(月) 2月25日(火)

掲示板

東部地域病院公開セミナー 日時 2月25日(土)、午後2時

税理士による税に関する無料相談 日時 2月23日(木)、午前10時

労働者向けセミナー 日時 2月16日(木)、午後6時30分

下水道モニター募集 内容などくわしくは、都下水道局ホームページをご覧ください

NPO法人設立講座「NPO法人を(仮)2日制」 日時 2月24日(金)・3月3日

NPO法人設立講座「希望を連絡」 日時 2月23日(木) 必着

NPO法人設立講座「希望を連絡」 日時 2月23日(木) 必着

NPO法人設立講座「希望を連絡」 日時 2月23日(木) 必着

NPO法人設立講座「希望を連絡」 日時 2月23日(木) 必着

NPO法人設立講座「希望を連絡」 日時 2月23日(木) 必着

NPO法人設立講座「希望を連絡」 日時 2月23日(木) 必着

NPO法人設立講座「希望を連絡」 日時 2月23日(木) 必着

NPO法人設立講座「希望を連絡」 日時 2月23日(木) 必着

NPO法人設立講座「希望を連絡」 日時 2月23日(木) 必着

NPO法人設立講座「希望を連絡」 日時 2月23日(木) 必着

NPO法人設立講座「希望を連絡」 日時 2月23日(木) 必着

NPO法人設立講座「希望を連絡」 日時 2月23日(木) 必着

NPO法人設立講座「希望を連絡」 日時 2月23日(木) 必着

NPO法人設立講座「希望を連絡」 日時 2月23日(木) 必着

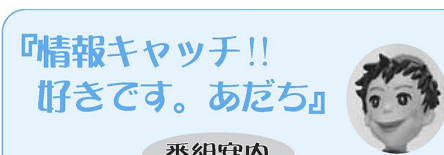
NPO法人設立講座「希望を連絡」 日時 2月23日(木) 必着



ひるば

☆催し物 ① 2月23日(日) ② 2月24日(月) ③ 2月25日(火)

☆ラスティングフラワーサークル(プリザーブド) 月1回、木または土曜日、午後1時30分



情報キャッチ!! 好きです。あだち 番組案内 今回の番組(2/13~19)は、「今からできる防犯対策 ~侵入窃盗編~(仮)」

あなたの家もねらわれている!? 皆さんの家の防犯対策は万全ですか。日ごろからの心掛けが侵入窃盗から大切な家や家族を守ります。

日時 2月24日(金)・3月3日(木) 午後6時~8時30分 対象 区内在住の個人、区内で活動の団体

日時 2月24日(金)・3月3日(木) 午後6時~8時30分 対象 区内在住の個人、区内で活動の団体

日時 2月24日(金)・3月3日(木) 午後6時~8時30分 対象 区内在住の個人、区内で活動の団体

日時 2月24日(金)・3月3日(木) 午後6時~8時30分 対象 区内在住の個人、区内で活動の団体

日時 2月24日(金)・3月3日(木) 午後6時~8時30分 対象 区内在住の個人、区内で活動の団体

日時 2月24日(金)・3月3日(木) 午後6時~8時30分 対象 区内在住の個人、区内で活動の団体

健康診査が

変わります

区は、区民の皆さんの健康を守るため、様々な健(検)診事業を行っています。4月から、健(検)診の内容などに変更点があるので、注意してください。

65歳以上の方の身体機能を評価

4月から、生活習慣病予防健診を受診する65歳以上の方には、介護予防に重点を置いた健診を併せて行います。これは、寝たきりなど、要介護状態になるのを防ぎ、引き続き自立した生活を送ることをめざして、医師が現在の身体機能を評価するものです(生活機能評価)。

消化器健診の内容が変わります

4月から、医療機関で行う大腸がん検診は、より多くの方が受診できるよう、対象者を生活習慣病予防(消化器)健診対象者(40歳から70歳までの間で、5歳刻み)に広がります。これにより、大腸がん検診とペプシノゲン法(10cc程度の採血で済む検査法)による胃健診を、同時に受診できる機会が広がります。

乳がん検診は通年でいきます

これまで年5回に分けて行ってきた乳がん検診は、4月から、一年を通して申し込みができるようになります。受診機会が広がります。これにより、乳がん検診の対象者は、40歳以上で原則偶数歳の女性区民となりますが、前年度未受診者は奇数歳で



各健(検)診のお問い合わせは成人保健係へ
☎(3880) 5121

子宮がん検診の内容が変わります

20歳以上で原則偶数歳の女性区民が対象ですが、4月からは、前年度未受診者は奇数歳でも受診できます。また、子宮体部がん検診は、国の「がん検診実施のための指針」で、十分な安全管理のもとで多様な検査が行える医療機関で行うことを勧めているため、区の検診では行いません。

4月から、保健総合センターの担当区域の一部が変わります

保健総合センターで行う健診の一部は、健診後の保健指導へつなげるため、区域を担当する保健総合センターでの受診を原則としています。今回、より地域に密着した保健衛生業務を進めていくため、保健総合センターの担当区域の一部を見直します。

お問い合わせは、衛生部保健計画へ ☎3880-5111(代)

竹の塚保健総合センターが担当している地域が、一部変わります

竹の塚保健総合センターが担当してきた区域の一部が、中央本町・江北保健総合センターの担当に変わります(表1)。新しいバス路線が増えたことなどを考慮し、区民の方にとって、保健総合センターまでの距離や交通の便などが、より便利になるような担当区域としました。なお、千住および東和保健総合センターの担当区域には、変更がありません。

担当の保健総合センターで受け付ける事業

保健総合センターでは、地域の健康づくりを目的とした各種事業を行っています。次の事業は、保健師などが必要に応じて訪問を行うといった、継続的支援をしていくため、担当の保健総合センターでの受診および受け付けが原則です。

- ▷母子保健関係(乳児〈3~4カ月児〉・1歳6カ月児・3歳児健康診査など)
- ▷精神保健関係(精神保健相談など)
- ▷感染症関係(感染症発生時の対応、結核患者家族検診、患者発生に伴う定期外検診など)
- 40・50・60歳を対象とした節目健康診査については、今後もすべての保健総合センターで受診できます。

以下の事業は生活衛生課で受け付けます

生活衛生課(中央本町1-5-3)で受け付けるものは、次のものです。

- ▷食品衛生関係施設の営業許可
- ▷理・美容所、クリーニング所、公衆浴場など、環境衛生関係施設の営業許可
- ▷医療関係施設の届け出・許可
- ▷薬局・医薬品販売業などの許可
- ▷各種免許申請(調理師、製菓衛生士、医師、歯科医師、薬剤師、看護師など)
- ▷その他、生活衛生に関する相談など

表1 保健総合センター担当区域一覧(4月1日以降、下線付きの青字が変更地区)

保健総合センター	担当区域 町(丁)名
中央本町 ☎3880-5351	青井、足立、梅田、梅島、弘道、関原、中央本町、西綾瀬、西新井栄町一・二丁目、 <u>西加平</u> 、 <u>一ツ家</u> 、 <u>平野</u>
竹の塚 ☎3855-5082	伊興、伊興本町、入谷、入谷町、栗原、古千谷、古千谷本町、島根、竹の塚、舎人、舎人町、西伊興、西伊興町、西竹の塚、西保木間、花畑、東伊興、東保木間、東六月町、保木間、保塚町、南花畑、六月、六町、西新井二~五丁目
江北 ☎3896-4004	扇、興野、加賀、江北、皿沼、鹿浜、新田、椿、本木、本木北町、本木西町、本木東町、本木南町、堀之内、西新井本町、 <u>西新井一丁目</u> 、 <u>西新井六・七丁目</u> 、西新井栄町三丁目、 <u>谷在家一丁目</u> 、 <u>谷在家二・三丁目</u>
千住 ☎3888-4277	町名に千住が付くすべての地域、小台、日ノ出町、宮城、柳原
東和 ☎3606-4171	綾瀬、大谷田、加平、北加平町、佐野、神明、神明南、辰沼、東和、中川、東綾瀬、六木、谷中

※町名のみ場合は、その町丁すべてを担当します

構造計算書再計算の結果

姉歯秀次元建築士または(株)ユーザーが関わった建築物で、居住者のいるマンションは、区内に4棟あります。

区は、この4棟の構造計算書について、コンピュータによる再計算を行いました。その結果、姉歯秀次元建築士が構造計算した1棟のマンションに改ざんが確認されましたが、建築強度は基準値(Q_u/Q_{un}値)以上の1.003でした。

残りの3棟には、改ざんは認められませんでした。問先

建築審査課審査第一係 ☎(3880) 5276

審査第二係 ☎(3880) 5277

構造係 ☎(3880) 5279

東京藝大の先生、足立の子どもにレッスン

9月に開学予定の東京藝術大学千住キャンパス。藝大と区との協働事業として、1月28日、足立ジュニア吹奏楽団の子どもたちが、東京藝術大学の講師から「ソルフェージュ」の授業を受けました。

ソルフェージュとは、歌詞を用いず、母音やドレミの音名を使う歌唱訓練で、正確な音を出すトレーニング。一生懸命挑戦する子どもたちに、講師の茂木真理子さん、小林弘人さんは、丁寧に指導していました。

▲子どもたちに分かりやすく音階を教える茂木さん

冬の風物詩「だるま供養」

2月3日、西新井大師で恒例の「だるま供養」が行われました。

1年間、家内安全や商売繁盛のためにまつっていただるまを積み上げた後、山伏姿の修験僧が点火。火は瞬間に燃え上がり、火の高さは一時3m以上にもなりました。

「供養」に訪れた人々は、激しく炎をあげるだるまを静かに見入り、1年間、見守ってくれただるまに感謝していました。

▲「だるまさん、1年間ありがとう」